示　談　書

常総市（以下「甲」という。）と[redacted]（以下「乙」という。）とは，平成２３年９月２１日に到来した台風１５号の豪雨による鬼怒川の増水に伴う浸水によって生じた乙の損害を甲が賠償することに関し，次のとおり示談する。

1　本件の状況

平成２３年９月２１日に到来した台風１５号による豪雨のために翌２２日に鬼怒川が増水したが，甲の管理する坂巻排水樋管のゲート操作が遅延したことによって鬼怒川の水が堤内に逆流し，乙の所有する家屋が浸水し損害を受けた。

2　示談の内容

(1) 甲は，乙が浸水によって受けた本件の損害に対する賠償金として，別表損害賠償内訳書のとおり金３８６，５５０円を乙に支払うものとする。

(2) 甲及び乙は，乙が浸水によって受けた本件の損害及びこれに対する甲の賠償に関し，今後いかなる事情が生じても異議の申立てをしないことを確約する。

以上のとおり示談が成立したので，本書を２通作成し，甲及び乙がそれぞれ記名押印し，各自１通を保有する。

平成２３年10月５日

甲　住所　常総市水海道諏訪町３２２２番地３

氏名　常総市長　長谷川　典　子

乙　住所 [redacted]

氏名 [redacted]

別　表

損害賠償内訳書

所在地　常総市 [redacted]

損害賠償の種類	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
床下薬剤散布工事	1　式		368,550	
就業不能補償	1　式		18,000	
計			386,550	

示　談　書

常総市（以下「甲」という。）と[redacted]（以下「乙」という。）とは，平成２３年９月２１日に到来した台風１５号の豪雨による鬼怒川の増水に伴う浸水によって生じた乙の損害を甲が賠償することに関し，次のとおり示談する。

1　本件の状況

平成２３年９月２１日に到来した台風１５号による豪雨のために翌２２日に鬼怒川が増水したが，甲の管理する坂巻排水樋管のゲート操作が遅延したことによって鬼怒川の水が堤内に逆流し，乙の所有する乗用車が浸水し損害を受けた。

2　示談の内容

(1) 甲は，乙が浸水によって受けた本件の損害に対する賠償金として，別表損害賠償内訳書のとおり金８２１，１０８円を乙に支払うものとする。

(2) 甲及び乙は，乙が浸水によって受けた本件の損害及びこれに対する甲の賠償に関し，今後いかなる事情が生じても異議の申立てをしないことを確約する。

以上のとおり示談が成立したので，本書を２通作成し，甲及び乙がそれぞれ記名押印し，各自１通を保有する。

平成２３年10月５日

甲　住所　常総市水海道諏訪町３２２２番地

氏名　常総市長　長谷川　典　子

乙　住所 [redacted]

氏名 [redacted]

別　表

損害賠償内訳書

所在地 [redacted]

損害賠償の種類	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
乗用車修理費	1　式		803,108	
就業不能補償	1　式		18,000	
計			821,108	

示　談　書

茨城県常総市長之印 都市建設部専用

常総市（以下「甲」という。）と[redacted]（以下「乙」という。）とは，平成２３年９月２１日に到来した台風１５号の豪雨による鬼怒川の増水に伴う浸水によって生じた乙の損害を甲が賠償することに関し，次のとおり示談する。

１　本件の状況

平成２３年９月２１日に到来した台風１５号による豪雨のために翌２２日に鬼怒川が増水したが，甲の管理する坂巻排水樋管のゲート操作が遅延したことによって鬼怒川の水が堤内に逆流し，乙の所有する家屋が浸水し損害を受けた。

２　示談の内容

(1) 甲は，乙が浸水によって受けた本件の損害に対する賠償金として，別表損害賠償内訳書のとおり金２１７，５００円を乙に支払うものとする。

(2) 甲及び乙は，乙が浸水によって受けた本件の損害及びこれに対する甲の賠償に関し，今後いかなる事情が生じても異議の申立てをしないことを確約する。

以上のとおり示談が成立したので，本書を２通作成し，甲及び乙がそれぞれ記名押印し，各自１通を保有する。

平成２３年10月19日

甲　住所　常総市水海道諏訪町３２２２

氏名　常総市長　長谷川　典　子　茨城県常総市長之印 都市建設部専用

乙　住所　[redacted]

氏名　[redacted]

別　表

損害賠償内訳書

所在地　常総市 [redacted]

茨城県常総市長之印 都市建設部専用

損害賠償の種類	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
床下薬剤散布工事費	1　式		199,500	
就業不能補償	1　日		18,000	
計			217,500	

示　談　書

常総市（以下「甲」という。）と[redacted]（以下「乙」という。）とは，平成２３年９月２１日に到来した台風１５号の豪雨による鬼怒川の増水に伴う浸水によって生じた乙の損害を甲が賠償することに関し，次のとおり示談する。

1　本件の状況

平成２３年９月２１日に到来した台風１５号による豪雨のために翌２２日に鬼怒川が増水したが，甲の管理する星野宮排水樋管のゲート操作が遅延したことによって鬼怒川の水が堤内に逆流し，乙の所有する乗用車が浸水し損害を受けた。

2　示談の内容

(1) 甲は，乙が浸水によって受けた本件の損害に対する賠償金として，別表損害賠償内訳書のとおり金５３１，６６９円を乙に支払うものとする。

(2) 甲及び乙は，乙が浸水によって受けた本件の損害及びこれに対する甲の賠償に関し，今後いかなる事情が生じても異議の申立てをしないことを確約する。

以上のとおり示談が成立したので，本書を２通作成し，甲及び乙がそれぞれ記名押印し，各自１通を保有する。

平成２３年10月6日

甲　住所　常総市水海道諏訪町３２２

氏名　常総市長　長谷川　典子

乙　住所 [redacted]

氏名 [redacted]

別　表

損害賠償内訳書

所在地　常総市[redacted]

損害賠償の種類	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
乗用車損害賠償費	1　式		513,669	
就業不能補償	1　日		18,000	立会日
計			531,669	

示　談　書

常総市（以下「甲」という。）と[redacted]（以下「乙」という。）とは，平成２３年９月２１日に到来した台風１５号の豪雨による鬼怒川の増水に伴う浸水によって生じた乙の損害を甲が賠償することに関し，次のとおり示談する。

1　本件の状況

平成２３年９月２１日に到来した台風１５号による豪雨のために翌２２日に鬼怒川が増水したが，甲の管理する星野宮排水樋管のゲート操作が遅延したことによって鬼怒川の水が堤内に逆流し，乙の所有する乗用車が浸水し損害を受けた。

2　示談の内容

(1) 甲は，乙が浸水によって受けた本件の損害に対する賠償金として，別表損害賠償内訳書のとおり金１１５，０５１円を乙に支払うものとする。

(2) 甲及び乙は，乙が浸水によって受けた本件の損害及びこれに対する甲の賠償に関し，今後いかなる事情が生じても異議の申立てをしないことを確約する。

以上のとおり示談が成立したので，本書を２通作成し，甲及び乙がそれぞれ記名押印し，各自１通を保有する。

平成２３年10月 6 日

甲　住所　常総市水海道諏訪町３２２

氏名　常総市長　長谷川　典子

乙　住所 [redacted]

氏名 [redacted]

別　表

損害賠償内訳書

所在地　常総市[redacted]

損害賠償の種類	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
乗用車損害賠償費	1　式		97,051	
就業不能補償	1　日		18,000	立会日
計			115,051	

示　談　書

茨城県常総市長之印 都市建設部専用

常総市（以下「甲」という。）と [redacted]（以下「乙」という。）とは，平成２３年９月２１日に到来した台風１５号の豪雨による鬼怒川の増水に伴う浸水によって生じた乙の損害を甲が賠償することに関し，次のとおり示談する。

１　本件の状況

平成２３年９月２１日に到来した台風１５号による豪雨のために翌２２日に鬼怒川が増水したが，甲の管理する坂巻排水樋管のゲート操作が遅延したことによって鬼怒川の水が堤内に逆流し，乙の所有する家屋が浸水し損害を受けた。

２　示談の内容

(1) 甲は，乙が浸水によって受けた本件の損害に対する賠償金として，別表損害賠償内訳書のとおり金４５８，２９７円を乙に支払うものとする。

(2) 甲及び乙は，乙が浸水によって受けた本件の損害及びこれに対する甲の賠償に関し，今後いかなる事情が生じても異議の申立てをしないことを確約する。

以上のとおり示談が成立したので，本書を２通作成し，甲及び乙がそれぞれ記名押印し，各自１通を保有する。

平成２３年 10 月 19 日

甲　住所　常総市水海道諏訪町３２２２番地

氏名　常総市長　長谷川　典　子　茨城県常総市長之印 都市建設部専用

乙　住所 [redacted]

氏名 [redacted]

別　表

損害賠償内訳書

所在地　常総市 [redacted]

茨城県常総市長之印 都市建設部専用

損害賠償の種類	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
床下薬剤散布工事費	1　式		255,150	
ルームエアコン工事費	1　式		152,250	
石油給湯器修理費	1　式		32,897	
就業不能補償	1　日		18,000	
計			458,297	